

総務文教委員会記録

令和3年6月28日（月）
10時00分～15時21分
全員協議会室

【委員】 西村委員長、芦谷副委員長
三浦委員、西川委員、上野委員、永見委員、西田委員、牛尾委員

【委員外】 柳楽議員、小川議員

【議長団】

【総務文教委員会 所管管理職】 砂川副市長

（総務部） 坂田総務部長、西川市長公室長、佐々木総務課長、山根人事課長、
湯浅行財政改革推進課長、河内財政課長

（地域政策部） 邊地域政策部長、川合定住関係人口推進課長、末岡地域活動支援課長

（教育委員会） 岡田教育長、河上教育部長、猪木迫教育部参事、草刈教育総務課長、
龍河教育総務課副参事、山口学校教育課長、田中文化スポーツ課長

（消防本部） 琴野消防長、森下警防課長、赤岸通信指令課長

【事務局】 下間書記

【議題】

1 請願等の意見陳述

- (1) 陳情第196号 浜田市の予算編成過程の可視化を求める陳情について
- (2) 陳情第197号 浜田市パブリックコメント制度の厳格な運用を求める陳情について
- (3) 陳情第198号 庁議等の原則公開と会議録・資料のホームページへの公開を求める陳情について
- (4) 陳情第199号 スケート場の方針決定過程の再考を求める陳情について
- (5) 陳情第202号 制服面でのトランスジェンダーへの配慮を求める陳情について

2 陳情審査

- (1) 陳情第196号 浜田市の予算編成過程の可視化を求める陳情について **【賛成全員 採択】**
- (2) 陳情第197号 浜田市パブリックコメント制度の厳格な運用を求める陳情について **【賛成全員 採択】**
- (3) 陳情第198号 庁議等の原則公開と会議録・資料のホームページへの公開を求める陳情について **【賛成多数 採択】**
- (4) 陳情第199号 スケート場の方針決定過程の再考を求める陳情について **【賛成全員 採択】**
- (5) 陳情第202号 制服面でのトランスジェンダーへの配慮を求める陳情について **【賛成全員 採択】**

3 議案第52号 浜田市固定資産評価審査委員会条例及び浜田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について **【全会一致 可決】**

4 執行部からの報告事項

- (1) 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合負担金の実績について

【行財政改革推進課】

- (2) 令和5年度からの統合幼稚園における新たな保育サービスに関する保護者アンケート結果について 【教育総務課】
 - (3) 市内中学校の進学等の状況について 【学校教育課】
 - (4) 文化施設・スポーツ施設の令和2年度利用状況について 【文化スポーツ課】
 - (5) サン・ビレッジ浜田アイススケート場について 【文化スポーツ課】
 - (6) まちかど救急ステーション認定事業の進捗について 【警防課】
 - (7) その他
 - ・119番通報等における三者間同時通訳を導入 【通信指令課】
- 5 所管事務調査
- (1) 空き家バンクの現状について 【定住関係人口推進課】
 - (2) 地域公共交通に関する基本的な考え方について 【地域活動支援課】
 - (3) 第四中学校をめぐる学校統合について 【教育総務課】
- 6 その他
- 7 請願等の意見陳述実施にかかる意見について（委員間で協議）
- 8 行政視察について（委員間で協議）

【議事の経過】

[10 時 00 分 開議]

西村委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会する。出席委員は8名で定足数に達している。

本日の委員会は、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から議題に関係のある管理職のみの出席している。質疑・答弁ともに簡潔明瞭に願います。

それでは、レジュメに沿って進める。

1. 請願等の意見陳述

西村委員長

請願や陳情について、提出者が事前に希望された場合、委員会審査の場において、請願等の趣旨や意見等を述べる機会を設けている。

今回5件の陳情が付託されているが、その全てについて、意見陳述の希望があったので実施する。

まず陳情者から1件ずつ陳情趣旨や意見等について、陳情の書面では伝え切れなかったことを中心に述べていただき、その意見陳述について陳情者に確認したいことや質疑があればそれを行っていただく。ただし陳情者からは委員や執行部への質疑はできないこととしているので、ご了承願う。

また陳情者が意見陳述する時間は1件につき3分以内なので、時間厳守をお願いします。副委員長がタイムキーパー役を務め、2分30秒になったらベルを1回鳴らし、その後2分50秒でベルを1回鳴らすので、終了してもらいたい。

意見陳述の内容は、当該陳情に係る内容とし、当然ながら個人情報に関することや誹謗中傷の発言は行わないように。

なお、委員長の指示に従わない場合は、意見陳述を中止するのでご承知おきいただきたい。

この意見陳述を全て終了した後、引き続き陳情審査、陳情の採決を行うのでよろしく願います。

(1) 陳情第196号 浜田市の予算編成過程の可視化を求める陳情について

西村委員長

陳情者に意見陳述をお願いします。

意見陳述者（三島氏）

お忙しいところ3件ほど陳情があるが、よろしく願います。

予算書とはああいうものだとわかる。陳情の願意は、市が行う事業は何を目的としていて、その予算を使うことでどういう効果が得られると想定しているのか。数値目標を含め、市民が理解しやすい状態にしてほしいというものである。

当初予算説明資料の最初のほうに「予算要求に当たっての留意事項」が載っている。その中に㊸に「既存事業については、漫然と前例踏襲の要求を行うのではなく、実施目的や実施による成果を明らかにし、事業の廃止も含め見直しを行うこと。その際前年度の執行率を確認するとともに、当初想定していた事業目的や成果を達成できたかという視点から事業検証を行うこと」とある。

また③「限られた財源を最大限有効活用するため、『何をやる』ではなく、『なぜやるのか』を考え、より有効な施策として『何ができるのか』を検証すること」ともある。

新規事業では、その目的が何で、成果目標はどう設定しているかというわかりやすい説明が必要であると思う。既存事業はそれに加え、執行率や想定していた効果を得られたのかを検証することを財政課は求めている。各課は財政課の求める留意事項を守り予算要求しているはずである。あとは内容を公開すればよく、技術的な障害はないと考える。

各課からの予算要求の内容と査定内容をセットで公開することで、丁寧な説明を行うのと同じ効果があり、議員や市民からの予算案の内容に関する問い合わせへの窓口対応業務も減り、ほかの業務に使える時間が増える。

また事業の対象となる市民などから、今後の事業に反映すべき情報提供や改善案が寄せられる可能性も増え、市の事業による効果の向上が期待できる。行政のスリム化を進めれば、職員1人当たりの負担が増えることも考えられる。業務の効率化の観点からも取り組むメリットは大きいと考える。ぜひ必要な議論と執行部への提案を行っていただくようお願いする。

西村委員長

この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどがあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 陳情第197号 浜田市パブリックコメント制度の厳格な運用を求める陳情について

西村委員長

意見陳述者 (三島氏)

陳情者に意見陳述をお願いする。

浜田市は「パブリックコメント制度実施要綱」資料1としてつけているが、そういうルールを定めているが、ルールが守られてない状態のものがある。この状態を解消していただきたく陳情する。

市の重要な政策や計画について行ったパブリックコメントの意見の処理は、担当課によって対応に差がある。とても丁寧に対応している例もあるが、浜田市スポーツ施設再配置整備計画ではパブリックコメント実施要綱が公表すると定めている「修正理由」が公表されていない。計画策定後に生涯学習課、指定管理者、利用者団体で行われた協議で、利用者3名が3名とも「計画の修正理由がわからないや、なぜ急激な増加があればいいのか」と質問しているが、担当課長の回答は「いただいたご意見を踏まえというのが修正理由だ」というものだった。

ではパブリックコメントの意見に「2年間で急激な増加があれば存続してほしい」という意見があったのかという質問には「なかった」と回答している。つまり踏まえたのはパブリックコメントに出された意見ではないので、正しい理由を示す必要がある。

また、パブリックコメントに寄せられた有用な意見は調査検討して計画に取り入れる必要があるが、そうした作業が行われていない。計画策定前から策定後まで、何度か質問書を提出し市から回答をいただいたが、一貫して「答申でスケート場は用途変更なので結論は変えられない」という姿勢だった。担当課、指定管理者、利用者で行われた協議でも、担

当課からは「本来は廃止の計画に条件をつけている、一步譲っている」という発言もあった。条件をつけたのはわかるが、なぜ大規模改修を行ったり、大きな費用をかけて新設するほかの施設には求めてないことを求めるのか。理由の説明が必要である。制度が正しく運用されるよう、現状の確認も含め必要な議論と執行部への提案を行ってくださるようお願いする。

西村委員長

この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどがあるか。

(「なし」という声あり)

(3) 陳情第198号 庁議等の原則公開と会議録・資料のホームページへの公開を求める陳情について

西村委員長

陳情者に意見陳述をお願いする。

意見陳述者 (三島氏)

市の重要な政策や計画を策定したり、方針を決定する際、部長以上が出席する庁議や行財政改革推進本部会議において、最終決定が行われていると思う。市の重要施策や計画について話し合うという意味で、二元代表制の一つである浜田市議会は既に本会議や委員会の内容を動画や会議録、資料として議会のホームページに情報公開している。これにより市民は議会が市の課題についてどのような話をしているのかを知ることができ、ケーブルテレビや動画を見た市民から、議員や担当課に意見が寄せられることがある。同様に市も、会議の内容は会議録として保存しているのだから、その内容を市のホームページで公開することは可能と考える。これにより現在よりも市民が市の政策決定等の過程を理解しやすくなるのは間違いない。仮に必要な判断材料が不足して議論していたり、万一誤った情報をもとに重要な判断をしていれば、それについて市民から意見が寄せられたり、正しい情報が寄せられることが可能になる。協働のまちづくりを目指すのは、市民が市政に関心を持ちかわることである。情報が公開されれば市民もかわりやすくなる。市の重要課題についてどのような資料をもとにどう話し合われたのか、なるべく市民にわかるように公開できないか。議会として議論の上、市に対し必要な提案や要望を行ってくださるようお願いする。

西村委員長

この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどがあるか。

(「なし」という声あり)

(4) 陳情第199号 スケート場の方針決定過程の再考を求める陳情について

西村委員長

陳情者に意見陳述をお願いする。

意見陳述者 (森谷氏)

まず資料にあるように会議録を見てもらいたい。山根課長と書いてあるのがポイントである。

サン・ビレッジスケート場の件だが最初は継続審査になっている。市が誘導の口を出して廃止になった。さらにクレームがついて高いハードルを設定し、見直ししようかなということになっている。

まず2回目の審査会では継続という仮結論に達している。A B C D評価でDになっていた。

3回目の審査委員会では生涯学習課長の山根さんだったと思うが、類似団体の資料を出して、類似団体がスケート場を持ってないから、益田・萩は持ってないから整合性がないのではないかと、適正数もゼロである、これも嘘発言である。

それ以後に訂正した適正数は1だった。しかし後で出した1をもとに議論がやり直されることはなかった。

公正な審査委員会が浜田市の考えと違う結論を出しそうだったので、事実とは違う説明をして結論を誘導したようにも考えられる。コストの比較についても資料をつくった人が、人件費は入ってないという資料をつくっている。人件費はスケート場のほうが安いのである、夏はないから。そういう不正とも言えるような資料をつくって誘導している。

部長会議の発言では、指定管理料を値上げしなければならないと生涯学習課長が発言している。しかしその根拠となる資料はないし、多目的広場よりもスケート場のほうがコストは安いはずなのである。安いという資料しかない。それなのに指定管理料を値上げしなければならないという間違っただ誘導をして、部長会議で承認を得た。前回の利用数のいいかげんさ、コストの事実とは違う発言、比較表の隠蔽。

私はこのスケート場の廃止論者である。その私が見ても廃止に至るプロセスはとても耐えがたいものである。いいかげんすぎるのでこの陳情を出した。見直してほしい。結論はどちらでもよいがプロセスを再度正しくしてほしい。よろしく願います。

西村委員長

この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどがあるか。

(「なし」という声あり)

(5) 陳情第202号 制服面でのトランスジェンダーへの配慮を求める陳情について

西村委員長

意見陳述者 (森谷氏)

陳情者に意見陳述をお願いします。

先ほどから4つ陳情が続いているが、委員から一つも意見が出ないという事はやる気がない、ただ傍観するだけのような気がして仕方ない。質問がないはずないと思うが続ける。

トランスジェンダー、あまり知らない人もいると思うが。ジェンダーとは「性」である。トランスとは移ったり動いたりということだと思う。LGBTのTに該当する。私が議員のときにLGBTについて発言したら、皆ほとんど何のことを言っているのかわからない状況で、不謹慎だというような空気も漂っていた。当時の山本教育部長の回答は、アンケートの結果そういう事実はないと承知しているという内容だったが、5から8%はあるとデータで出ているのだが、ないというのは調べる能力がないと考えないといけない。そういう前提で聞いてほしい。

制服についてまず始めてほしいと思っているのだが、県立高校は30校中の二十数校、3分の2が男性も女性の制服を着ることができ、女性も男性の制服を着ることができ、かつ男性・女性という呼び方さえもなくなっている。それは27年から始まっている。江津高校が最初、あとは雪崩のように。

急に高校生になって問題が始まるとは思えない。中学生、小学生、男

女で体育が別々になるあの辺から当然問題が起こってきておかしくない
 と思っている。それから、本当に深い悩みは言えない、書けない。人種
 の問題だとか、障害があるだとか、大したことない例で言えば左利きだ
 とか、背が高いか低いかな。言える人もいれば言えない人もいる。書けな
 い人がいる。そういう前提で探していかないとだめなのだ。いじめはあ
 るが親には言わない、学校でも把握しない。書けと言っても書かない。
 こういういじめの例もある。トランスジェンダー、エックスジェンダー、
 エヌセックス、オールジェンダーとか、いろいろな言葉で表現されてい
 る。これについて、隠岐の島の井手上漠君、この人は隠岐島前高校の人
 で今18歳。テレビに出ている。この子などが改革に一役買った。この子
 自身も小学校5、6年から差別されていたが、この子は母親に背中を押さ
 れ、弁論大会に出たりして自分で乗り越えた珍しい人なのだが、こうい
 う人ばかりではないので、考えて対策を取りながら進めてほしい。

西村委員長

この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどがある
 か。

(「なし」という声あり)

西村委員長

以上で意見陳述を終了する。

2 陳情審査

西村委員長

先ほど意見陳述された陳情5件の審査に入る。

今回も、陳情の採決は、陳情の審査終了直後にまとめて行う。執行部
 がおられるところで行うことになる。ご了解をよろしく願います。

(1) 陳情第196号 浜田市の予算編成過程の可視化を求める陳情について

西村委員長

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

西川委員

この件、陳情者のおっしゃるとおりだと感じているが確認したい。私
 どもが予算を審査する際に確かに予算書と当初予算説明資料をもって審
 査する。陳情者はそれに加えて予算要求シートを、査定シートもあれば
 質問が少なくなり、より効率的だとのことだが、予算要求シートは実際
 にあって、困難なくすぐに開示できるのか。

財政課長

予算要求については担当課から予算の要求書、見積書の提出を受けて、
 財政課で査定をし、最終的には市長査定に上がって市長査定を受ける形
 である。陳情者の言われるような要求シートずばりではなく、要求書が
 ある。それをそのまま開示できるかということ、入札の際の予定価格など
 も含まれているため、全部がそのまま開示できるわけではない。その辺
 を外す作業が必要になるかと思う。

西川委員

少なくとも事業目的、成果目標、指標などが書いてあれば参考になる
 のだが。そういう面でそのシートは活用できるか。

財政課長

目的などは要求書の中に書いてもらっている。それをもとに当初予算
 説明資料をつくっている。3月の予算審査の際には説明資料の記載が不十
 分だとのこと指摘もいただいたので、現状、予算説明資料の内容をもう少し
 充実するよう検討はさせてもらっている。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 陳情第197号 浜田市パブリックコメント制度の厳格な運用を求める陳情について

西村委員長
三浦委員

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

陳情書の中にもある、スポーツ施設関係のパブリックコメントへの対応は、市長からの指示があつて訂正されたと理解している。これに限らずパブリックコメント全体に対して同様の注意というか配慮を今後どうしていくか、そのタイミングだったか、あるいは別のタイミングでも、市長からされたのかどうか教えていただきたい。

総務課長

今回の件に関しては、出てきて今回の陳情者から市長直行便をいただく中で、市長に実際にコメントなどを見ていただき、検証する中で、これは丁寧な対応ではないということと判断されて、今後はこういったことではなく。もう少しきちんと意図が通じる、市の考え方が明確になるような回答をしようということと指示があつたので、その際に全庁的な指導をしたというような流れである。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(3) 陳情第198号 庁議等の原則公開と会議録・資料のホームページへの公開を求める陳情について

西村委員長
三浦委員

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

確認だが、庁議のあり方について、今、執行部としてはどのように整理されているか確認のため伺いたい。

市長公室長

庁議についてはただいま非公開で、市に関する重要な方針や施策などを議題として審議するほか、全庁的に情報共有を行うことを報告事項としてやっている。今回この議題について、決定の前に市民に会議の公開なり、ホームページへの会議録公表なりで市民に公開し市民の声を、という趣旨であろうかと思う。これに応じて庁議のあり方、やり方を変えることは、難しいかと現実的には思っているところである。

今、言った議題について、これが特に陳情者が公開を求めるものだと思うが、例を上げると予算や国県への陳情、総合振興計画など各種計画、こうしたものをやるのだが、庁議で市の方針を決めた後に、そのほとんどが議会への提案・報告したり、陳情なら実際に県知事へ持って行って陳情したりなど、公表はそのタイミングでやるべきことであろうと考えており、その前に会議の公開や議題、議題内容、資料、議論の経緯を公表することは難しいと思っている。

三浦委員

原則非公開で、ホームページ等への情報公開も今はされていないという整理でよろしいか。

市長公室長
三浦委員

はい。そのとおりで結構である。

職員の方々への庁議の全てではなくて、議題や、こうした可能な範囲で庁議の中身はこうであるというのは情報共有としては何等かの形で必要なだろうと思うが、職員への庁議の情報共有はどのタイミングで、どのような形でされているか。

市長公室長

職員に対する情報共有はおおむね全ての部から出席した部長が、その日の午後もしくは翌日の午前中に部内で会議を開き、今週の庁議ではこ

ういうものが議題として取り扱われ、報告事項についてはこういうものがあつたというようなことで、課長を通じて全職員に情報共有するようなことにしている。

三浦委員
市長公室長

それは口頭か。

全部を確認しているわけではないが、庁議で配付された資料を印刷し配付している。補足であるが、議題の中でも特に取り扱い注意のようなものもあるので、それは印刷ではなく口頭でこういう議題について、審議されたという報告をしている。

三浦委員

では基本的には口頭と、庁議内で共有された同様の資料が職員に配付されている、そういうやり方で庁議の情報共有がされていると。だから例えばダイジェスト版や、今日の庁議ではこういうことが話し合われたということが例えばメールで全職員に送られるとか、何かまとめたペーパーが課内に貼られることなどは特にされてないということか。

市長公室長

庁議終了後直ちになると口頭、報告事項など資料を印刷して職員には伝達する。しばらく期間は置くが、市長公室で庁内報のような感じで、これはタイトルだけであるが、今週はこういう報告事項が総務部からあつた、地域政策部からあつたとか、市長が冒頭どういう挨拶をされたか、そういうことを簡単にまとめたものを一月単位くらいでつくって公表している。

三浦委員

では、その庁内報というのも併せて庁議の情報共有ということで、口頭とタイミングを見て庁内報という形で、ペーパーで出されている、この二つが庁議の情報共有ということでよいか。

要はこの陳情を審査するに当たり、庁議での議論にはセンシティブな内容もあると思うので、それをどのように情報公開できるのかを考えている。それは市民に対してもそうだが、職員へも、その情報がある程度共有していることは大事だと考えている。それがどのような方法でなしているか、それを何うことによって、場合によっては今活用されているツールをそのまま市民に提供できる可能性も検討できるのではないかとということで少しお伺いしているという意図である。

市長公室長

口頭、それから報告事項の印刷、それでまず直ちに庁内へ情報共有する。約一月後になるがタイトルをまとめただけの簡単な庁内報ということで庁内メールなどで職員に周知している。

牛尾委員

議会は議会基本条例の中で、条例で定められた会議については原則全て公開ということで議会の権限の及ぶ範囲では原則全て公開としている。この庁議は執行部におかれてはどのような位置づけの会議なのか。

市長公室長

簡単に言うと、市政に関する重要な方針と施策について審議するための会議である。

牛尾委員
市長公室長

県内8市では、庁議の原則公開をやっている市がほかにあるのか。

県下8市、それから中国地方まで見たがなかった。ただし、インターネットで調べたら全国的には六つほど見つかった。近くでは香川県二つの市、北海道、千葉県、群馬県など全国的に六つの市で見つけることができた。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(4) 陳情第199号 スケート場の方針決定過程の再考を求める陳情について

西村委員長
牛尾委員

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

この件については当初の雇用促進事業団の関係で、この圏域に10億円の金があり、浜田市は何をするか特別委員会をつくって決めた。この圏域になくて若い人が定住するのに魅力のある施設をとということでアイススケート場を選択したと記憶している。

そういう中、新聞にも二度書かれているが、当初改修費用が2億円かかると言われ、僕らも断念したという当時の流れがある。これ新聞を見ても、実際その辺は非常に曖昧だったという書き方をしている。現状はどうなのか。

文化スポーツ課長

今回、今日の報告事項でも少し触れている。令和3年3月ごろに、未定稿というか、まだ方針決定したものではないが更新費用などを調べて調査したものがある。その資料では現時点で冷凍機更新に係るところが約8千万円程度となっている。機器はどんどん新しいものが出るので、また、今調べたら結果は変わるかもしれない。

三浦委員

陳情書の中にある「訂正をもとに議論をされることはなかった」とあるが、訂正をもとに議論されてないのか。またはこれからされる意向があるか。

文化スポーツ課長

この議論というのは当時の審議会のことだと思うが、審議会ではその後の議論は特別されていない。今後についてだが、後の報告事項でもさせていただくが、4月6日に利用者団体から陳情をいただいていて、そのときに浜田市から回答したのが、ほかのスポーツ施設などと同様の見方をしてよいのかと疑問がある。外から人を呼び込める施設ということで改めて検討させていただきたい、そのために少し時間をいただきたいと回答している。

今までスポーツ施設として市民利用、市民の健康増進といったところでこの計画もつくられているが、今後は改めて、別の視点で検討し直していきたいと考えている。

西村委員長

報告で用意されている資料は、今回陳情されている方の陳情趣旨に直接かかわってくる中身になるのか。

文化スポーツ課長

この陳情の願意が、陳情書の一番終わりのところ、「仕切り直しをするなど手続きに納得できるプロセスを経るようお願いする」というところであれば、願意にも近い報告事項かと思う。

西村委員長

審議して採決後に新たな報告がなされて、審議内容にかかわることであれば、今報告を受けたほうがよいように思ったのだが。私自身はそこをはかりかねたので問うたのだが。

牛尾委員

この報告書を見ると陳情審査にかかわってくるので、直ちに報告を受けたほうがよいのではないか。

西村委員長

皆はどうか。その方向でよいか。

(「はい」という声あり)

執行部もそれでよいか。

(「はい」という声あり)

では、やはりどうも直接的なつながりもあるので、この際ここ

で報告を受けて審議の参考にしたい。

執行部報告事項の (5) サン・ビレッジ浜田アイススケート場について 【文化スポーツ課】

文化スポーツ課長
西村委員長
西田委員

(以下、資料をもとに説明)

ただいまの報告、説明を含めて質疑を受けたい。

陳情や請願の内容については、これまで過去数年で複数の議員から何度も質問されていて、それに対する回答は、検討委員会のいろいろな報告内容や執行部の前向きな回答はただけてなかった。それがこの4月に請願・陳情があつて急に前向きに変わったのは、考えがどのように変わったためか。

文化スポーツ課長

もともとスポーツ施設の再配置整備計画で、利用者の割合でいうと、市民利用が他の施設に比べて低いということもあり、これまでの計画になっていたかと思う。

このたび陳情・請願もいただいたし、その前のパブリックコメントでもいろいろと意見をいただいていた。そういった中で、割合としては、市民利用が低いということは、逆に市外の利用が確かに高いとも考えられ、そうした面ではほかのスポーツ施設とは同一に評価するのではなく、違った視点での評価が要るのではないかと、市も改めて考えたところである。

西川委員

これまで審議会などの進め方についてもご意見をいただいている。どうしても疑念も持たれていることは我々も耳にしているので、改めて詳細な調査をした上で、視点も変えながら再度検討し直すべきではないかと、このたびの陳情にもそのように回答した。

確認であるが、浜田市スポーツ施設再配置計画においては原則として廃止としてこれまで来た。答申に基づいた判断とのことだった。今回の再検討という形は、その整備計画の決定を再度考え直すという位置づけでよいのか。

文化スポーツ課長

改めて検討し直した上で、今現在、先ほど「廃止」と言われたが、一応「用途変更」と、建物はそのまま使って別の用途を模索するという用途変更となっているが、このたび改めて検討した上で、検討結果は内部会議にもかけ、こちらの委員会でも報告するが、その結果、この計画を見直す可能性もある。

西川委員

「用途変更」だった失礼した。そうすると、お示しいただいた書類にいろいろと、検討内容が書いてあったがスケジュール感がない。今年度指定管理者もまた変更があるのではないかと思うが、どういうスケジュールか。今は夏で休んでいるが、また始まる。そうするとこのコロナも明ければ利用が増えたり、それについてまた戦略も立てねばいけないと思うが。スケジュール感を示していただきたい。

文化スポーツ課長

今後指定管理については改めて更新する。スケジュール感だが、実際今のところは、いつまでという想定は決定していない。考えられるのはやはり利用者ニーズなど実態を把握するためには、営業期間において内容はこれからになるが、アンケートや、そういった利用者の意向を把握する必要もあろうかと思う。それを経た上でやはり検討ということになっているので、今、現在考えられるのはそこまでである。

西川委員

仕事というのは必ず納期があるもの。納期を示さねばいけない。スケ

ジュールを示して進めるべきであると思う。

シミュレーションを示していただいたが、まだ数字的に固まってないようにおっしゃった。業者に現地まで来ていただいた見積もりも取られているはずだが、もう少し精度が高いシミュレーションが出てきてもよいのではないかと思うが、まだ未定稿であるが、この辺についてもとになるデータを何社からもらっていると聞いているのだが、もう少し精度が上げられないものか。

文化スポーツ課長

事業者からの見積もりは取得している。ただ、通常、浜田市から発注する場合、我々ではなかなか建設工事の積算ができないので、都市建設部など、その実際の工事発注の際にどのくらいの費用になるのかとか、現場状況を見てほかに必要なものがないかなど、そういった検討がまだ詰められていないので、今後改めて数字を確認するところもあるが、そういった細かいところも詰めていく必要があるかと思う。それによってもっと精度が上がると思う。

西川委員

見積もりを取る段階で、各担当課から見積もり依頼しているようだが、建築工事にかかわることなので、少し途中経過を聞いたときに、工事に係る経費が入っているかどうか、通常の一般的に公共工事だと経費率があってかかってくるのだが、その辺が入っているかどうか担当課では判断できない。それで、建築側に聞いたら入っているということで、それなら幾らか掛けた方がよいとか聞いたこともあるのだが、見積もりを取る段階から建築のほうで取っていただければ精度の高いもの、後戻りがないものが取れるのではないかと思う。そういう見積りの取り方をされてはいかがか。

文化スポーツ課長

通常予算要求する際にはやはり建設部を通して依頼をしている。この件に関しては設備更新ということで、直接メーカーに担当課から連絡して見積り確認した。その事業者も関連工事費と直接工事費以外にも管理費などを見込んでいるが、そういったところまでが適正かというところは、建設部にまた確認の必要があるかと思っている。

三浦委員

今回の見直しされるに当たっての説明を伺うと、当初のほかのスポーツ施設とは違った効果が見込めるのではないかとということで再検討されるということだと思う。こうした文化施設・スポーツ施設もそうだが、全体最適で考えていかないといけないと思う。そうすると一つの視点で必要か必要でないかという議論に固まってしまうと、こうした可能性を見過ごしてしまっていて判断されてしまう。すると全体での施設活用という議論には、少しそぐわない結果が今後も出てくる可能性があるのではないかと改めて感じた。そうするとこうした再配置計画にあたり、識見者を含めて意見を伺う場があったり、あるいは最終的には市長判断というか、総合的に判断されると思うが、そうしたプロセスをこれを機にしっかり見直すというか、考え方を一度整理されたほうがよいのでは。これは行革にもかかわってくると思うが。関連する話なので聞いておきたいのだが、どうか。

行財政改革推進課長

ただいまの再配置計画の見直しの関係で、一旦手法を見直したほうがよいとの意見かと思う。再配置計画は来年度以降に新たに見直すことになろうかと思う。スポーツ再配置の部分と、その他の公共施設再配置も

あるが、これらについては、見直せる部分は見直すということも必要だと思っている。しかし、これまでの手法を踏襲する部分もあろうかと思う。それについては研究・検討なりをさせていただきたい。

三浦委員

踏襲する部分はそれでよいが、例えば諮問されたときにその施設用途を、そもそも根本的な目的を持ってこれは必要か必要でないかという意見を伺う際に、そうでない有効活用の検討余地があるのではと尋ねておくとか、そうした別用途の可能性を探ることを併せて検討しておくほうがよいのではないかと思う。それは方針が変わることで、特に施設整備は多額のお金がかかるわけで、財政計画にも大きく影響してくる。そうしたものが、計画変更が頻繁でなくてもされることで、向こう10年、20年の施設整備計画も変わってくると思う。大きな影響を与える事象だと思うので、今後の諮問の仕方、協議の仕方などは再考をお願いしておきたい。

行財政改革推進課長

ただいまあったように有効活用、別の可能性といったことは、その可能性も含めて考えていきたい。

全体最適の中で、ということもおっしゃった。それは頭に置きながら考えていきたい。

三浦委員

誤解があってはいけないので。別の目的というよりは別視点でその施設を見たときに、こうした視点では有効ではないかということも視点に入れないと、一つの見方からだけだと判断が誤ってしまうというか、一部しか捉えないで結論を導き出してしまうのではないか、という懸念をお伝えしたかった。なので、別の目的ありきではなく、その施設の価値を多角的に見て行って全体最適の中で最終判断していく。そういうプロセスをつくっていただきたいという話である。申しわけない。補足だった。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

ここで暫時休憩する。再開は11時15分とする。

[11時 06分 休憩]

[11時 15分 再開]

西村委員長

委員会を再開する。

(5) 陳情第202号 制服面でのトランスジェンダーへの配慮を求める陳情について

西村委員長

執行部から「市内小中学校における制服の取扱状況について」ということで、資料を作成していただいた。審査の参考とするため、執行部に確認しておきたいことがあるか。

三浦委員

取り扱い状況一覧を見ると、学校ごとに対応がさまざまだとわかる。これを市として統一する考えはないか。

学校教育課長

現在、制服の制定については、各学校単位で決めている状況であり、教育委員会で決めているものではない。ただ今回のトランスジェンダーへの配慮はやはり学校任せでは厳しい。平成27年度に文部科学省からもトランスジェンダーへの配慮という通知文も出て、世の中に多様性を求

- められる時代である。高校は先行して改訂が進んでいるが、方針部分は教育委員会で検討して、市全体で取り組めるよう指導していきたい。
- 芦谷副委員長 陳情の願意を拝見していただき、今の説明と、率直に教育委員会とすれば陳情の願意に対するコメント、お考えがあれば何う。
- 学校教育課長 今回の陳情について、この地域で性同一性障害について考えることがなかなか少ないので、言いづらい部分のことなので、今回の陳情で認識を改めさせていただいた。特にアンケートの項目も書いているが、こういうものについてアンケートを取るのは非常にデリケートな問題で、本人も答えにくいと思う。こういう陳情を踏まえて十分対応したい。
- 芦谷副委員長 学校現場で校長、教頭先生を含め、ジェンダー問題や制服など、学校個々の対応について教育委員会と校長との会合などで話題に上がっているか。
- 学校教育課長 校長会などでは特にはない。特にこのトランスジェンダー案件はあくまで秘匿部分で、子ども自身に自認があるとしても教員間での情報共有も慎重になるべきことである。そういった案件は、公の場で全体でどうこうする状況ではない。
- 教育長 人権問題にかかわる大きな問題である。教育現場でも人権啓発については特に力を入れてやっている。その中でLGBTQあるいはLGBT Sと言われるジェンダーに関する差別についても研修では取り上げられている。ただ、今回に陳情にあるように制服にまで事細かく各学校と話し合うことはなかった。早速、次回の校長会の際は話題にしてしっかり話をしていきたい。
- 西村委員長 ほかにあるか。
(「なし」という声あり)
- 西村委員長 ではこれから陳情5件の採決に入るが、採決の前に自由討議の希望はあるか。
- 牛尾委員 陳情第198号の庁議等の原則公開と会議録・資料のホームページへの公開を求める陳情については自由討議ができればと思う。
- 西村委員長 牛尾委員から自由討議の申し出があった。陳情第198号について、自由討議はどうするか。やってもよいか。
(「はい」という声あり)
- 西川委員 私も自由討議の経験が浅いため、どういう討議になるか自信がないが、皆の熱意に期待する。皆からそれぞれ意見を述べていただきたい。
これに関しては、庁議の位置づけは重要な方針・施策についての会議とのことだが、政策決定過程を議員としても知っておきたいということで、市の附属機関の委員会や審議会などはなるべく傍聴するようにしている。政策の決定過程を見ておいてから判断したいから。庁議についても、最高機関ということであれば政策決定にかかわるところについてはどういう資料をもとにどのような議論がされたのか、議員としても知りたいし、市民にも知らせるべきだと思う。ただ、ほかにも庁議の中にはいろいろあると思うので、公開の仕方については原則公開ということではなく、方法については検討し、必要な部分は公開するべきというのが私の意見である。
- 三浦委員 基本的に情報はできる限り出していくスタンスが前提だと思うが、庁

議の位置づけは市長や部長などが政策を表につくっていく段階で、手前のところの協議であること、それを自由闊達に意見を出し合うという意味合いでは、出せるもの出せないものがやはりあると思う。そうしたことを考えながら検討していただき、出せるものは出していただきたい。

先ほど、市長公室長からもあったが、職員へも庁内報という形である一定期間をおいて、情報を共有していると先ほど伺ったので、そうしたものも使いながら市民にも同じようなものを出していただくことはできるのではと考える。基本的にはこの陳情の願意は酌み取る形で、方法については、できるだけ前向きな情報公開というスタンスで、出せるもの・出せないものの判断は執行部で検討していただきたい。

牛尾委員

二元代表制の中で、浜田市議会は条例で定められた会議は全て原則公開にしている。執行部に関していえば、二元代表制の一方の相手方であるが、基本条例の第8条においては浜田市の重要案件等々については、政策の発生過程から7つの項目について公開するよう条例で位置づけしている。庁議はそこから外れているので、先ほどから市長公室長の話の聞いてみると非常に微妙な部分があるのだろう。

ただ、今日的課題からすると全国でも六つの市では既に庁議を公開している実例もあるのだから、できる部分については最大限公開する努力をしていただきたい。議会の権限が及ぶ場面ではないので、執行部には前向きに検討していただきたい。

永見委員

庁議の位置づけについては説明をいただいたので、原則非公開で私はよいと思う。ただし情報の内容は確認した上でタイミングを見て、公表できる部分は公開するべきだろうと思う。

芦谷副委員長

初めのお三方の意見に賛成なのだが、原則公開でやっていて今まで振り返ってみると、議会に提案された議案が取り下げられたり、今日の資料でも未定稿があったりする。結局言いたいのは、最低限市民に公開するとなれば、内部でもしっかり公開して、各分野各班の意見が反映して、市の方針決定にはきちんとした外部評価的な視点がないとまずい点がたくさんある。したがって公開するとして、ただ庁議室のスペースからいって対応性も含めて難しいので、場合によってはオンライン公開。それと併せて、事後の記録・報告などをきちんとし、ホームページにも公開し、市民につまびらかにし、そのことによって、それが庁内に反映される。市の市政を進める上で正しい方向に進むことを望む。そういうことで公開がよい。

三浦委員

私は今の芦谷副委員長のご意見に対しては原則非公開のスタンスになる。ただし、非公開だが、出せるものはきちんと情報発信していくというスタンスで。これはどう捉えるかだと思うが、原則非公開で出せるものは出す、原則公開で出せない微妙なものについては控える、結局その言い方だと思う。

公開することで庁議が全部オープンになる、これが原則になるので、私は、そこは考え方が違ってそこはクローズドでよいと思う。傍聴ができる、あるいはそれを動画で配信するとなると、そこで交わす意見が消極的になったりする可能性があるのではないかと。ただし、そこでどういった議論がされたかはきちんと市民に、あるいは我々も、議決する

に当たってそういう政策形成のプロセスは理解したい、知りたい部分があるので、出せるものは積極的に出していただくスタンスで意見を述べたい。

したがって、先ほどの芦谷副委員長のご意見を「原則公開」とするならば、私は「原則非公開」ということになる。

牛尾委員

私も、非公開で、できるものは公開という考えである。誤解がないようにお願いする。

西田委員

我々議会から見ても、市の執行部の考え方、経緯が時々わかりにくいこともある。そういう中、一番重要な、市がどういう考えで、方針を持って、どういう議論を経てこういう施策を出したのかが大事。出されるまでの執行部の考え方が一番大事だと、まちづくりにおいては思う。ましてやこれから協働のまちづくりを進めるなら、一番中心の市の執行部の方針・考え方がこうだから、それをまず議会が理解する。併せて市民もそういったまちづくりの考え方や理解をしていくという意味では、原則公開が一番大事である。そういうことの可視化がこの陳情で求められているのだろう。とはいえデリケートな内容もあるだろう。どうしても公開できない部分は仕方ないが、なるべく公開という形でよいと思う。

芦谷副委員長

原則公開の方法だが、申し上げたかったのは、何でもかんでも秘密にすることがまかり通ると悪弊が出るので、原則公開で。事件性やプライバシーなどについては当然非公開にしながら、最低限、政策決定にかかわることは公開という意味である。

上野委員

全部公開というわけにいかないが、出せるものはできるだけ出して市民に知らせるということで。出せないものは原則非公開でよい。

西村委員長

私もよくわからない点が正直ある。全部で6市は庁議を公開しているとの話だが、補足いただけるか。

市長公室長

会議録を公開している。会議そのものは確認しきれてない。非公開でやっている可能性も高いと思う。

西村委員長

事後的な公開ということであり、リアルタイムでの、傍聴のような形はできないと。それが全国的な現実だと受けとめたい。

ただ、我々のほうから見ると、今回、議員政治倫理審査会も我々の身分にかかわる案件についてどう審査していただくか、あるいは自分自身が審査するか、そういう問題について議論して、結論は原則公開ということで決まった。執行部の側も、原則どこまで公開について、可能性があるのだろうかという視点で、公開・非公開の問題について追及していく姿勢は、やはり時代が要求している点でいうと、明らかにそういう方向に移っていることは間違いない。漠然と、抽象的な概念ではなく、個別の案件などを考えながら、どこまで公開を追及していけるか見つめ直すことが必要だと思った。

三浦委員

今は自由討議なので、各委員の話を聞くと皆、基本的に公開できる情報はしていくべきで、方法や中身は検討を求めるといふ、おおむね一緒の意見だと思うが、それは原則公開とするのか、原則非公開とするのか。原則公開とすることで庁議がオープンになるのであれば、私は原則非公開の立場を取りたい。見解を整理、統一してから採決に臨むほうがよいのでは。

副市長

いろいろご意見をいただいた。庁議は基本的に2本立てでやっている。例えば議会への提案をどのような形でやるかも話している。それを公開するとなると、議員へお示しする前に情報を公開することになるので、それは無理だと思っているので、リアルタイムではなかなか難しい。庁議とはそういう場である。最終的に市の政策決定をするところであり、一度で決まることもあれば複数回やることもある。それをもって議会にも議案として提案したり、報告事項。例えば委員会に出す資料も庁議でこれでよいかを議論している。それを先に出すと、委員会の皆より先に出すことになり、今度は議会とのキャッチボールにも影響が出てくる。

とはいえ報告しないということではない。当然こうして議会にも報告している、例えば水揚げ資料なども庁議で報告している。そういうものは議会にお出ししたときに一緒に出すということもあるし、軽微なものは早く出すこともできると思う。どういう議論をしたということも出せば出してよいと思うが、会議そのものを出すのは議論ができなくなるので控えたい。

出すタイミングはこちらで決めたい。改めて考えるが、なるべく情報を外に出すことは我々も意識していく。

西村委員長

採決の前に、もしまだあれば受けたい。

それでは採決に移る。いずれの陳情についても一人一人ご意見を伺いたい。併せてお願いがある。「不採択」という言葉が、採択か不採択なのか、聞き取りにくいので、その陳情に賛成か、反対か、または、継続審査とするかなどを発言して、その理由も述べていただくようお願いする。

○陳情第196号 浜田市の予算編成過程の可視化を求める陳情について

西村委員長

1人ずつ意見をお願いします。

西田委員

予算説明資料、例えば浜田市が合併した平成17年当時のものを思い出すと、もっと薄く、説明内容も不十分な点が大分あった。執行部も努力され、要望を受けて資料の充実を図られて今の資料があると思う。この陳情の内容も理解する。執行部も努力をされて資料を充実させているが、もっと上を目指していただきたいという声、一致していただきたいという意味で、私は賛成の立場である。

三浦委員

私も賛成である。各事業の目的や効果をしっかり示していただくことで予算審議もスムーズにいくと思うし、予算説明資料も各課で表記がばらばらなので一定ルールを設けていただくことよりわかりやすい資料になると思う。陳情に書かれている予算要求シートのPDF化が必要かどうかは精査が必要だと思うが、基本的には願意を酌んで、わかりやすい説明及び資料提供をしていただきたいため、賛成である。

西川委員

私も賛成である。事業目的、目標、効果を示していただくことより審議の精度が上がる。市民にも同様の情報を提供すればよい。形について審議は必要だが基本的な方針について賛成する。

芦谷副委員長

賛成である。これによって市民にわかりやすい市政、何より市民の市政参加が期待できるため。

牛尾委員

浜田市の予算書は全国的にも評価が高いと認識している。書いてある

ことももっともなので賛成である。ただし、求められているものが必要以上に執行部に負荷がかかるなら見直さねばならない。

永見委員

私も賛成である。最終的な決裁がおおりてから議会や市民に公表できる段階のものについて、PDF化については検討する必要があると思うが、公開することについては賛成する。

上野委員

私も賛成である。きちんとした内容と、説明シートなどわかりやすくしていただきたい。

西村委員長

それでは、陳情第196号について採決する。

本陳情について、採択とするものと決することに、賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により、本陳情は、採択とするものと、決した。

○陳情第197号 浜田市パブリックコメント制度の厳格な運用を求める陳情について

西村委員長

1人ずつ意見をお願いします。

上野委員

賛成である。市長からいろいろ精査していると聞いたため。

永見委員

私も賛成である。市の計画に対する意見や指摘に対して、説明いただき、パブリックコメント制度に従って対応すべきである。

牛尾委員

陳情者から、各課によって対応が違うのだという指摘があった。一切そのようなことがないように、厳格な運用を求めることについて賛成である。

芦谷副委員長

賛成である。

西川委員

パブリックコメントについては、私はこのスポーツ施設の件に限らず制度が形骸化している感があるので、この陳情には賛成である。「市議会におかれましても現状を確認くださり、必要な議論を行った上で問題点を整理し、市に改善を求めていただきたい」という点に賛成する。

三浦委員

私も賛成である。先ほど総務課長からも話があったように、市長から全庁的にパブリックコメントには適切に対応するよう指示があったとのことなので、引き続き適切に対応していただきたい。

西田委員

私も賛成である。協働のまちづくり条例、市民参画ということがあり、今までいろいろ言われているが、パブリックコメントは今までどおりではなくこれからは重きを置いて、重視していただきたい。

西村委員長

それでは、陳情第197号について採決する。

本陳情について、採択とするものと決することに、賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により、本陳情は、採択とするものと、決した。

○陳情第198号 庁議等の原則公開と会議録・資料のホームページへの公開を求める陳情について

西村委員長

1人ずつ意見をお願いします。

西田委員

基本的には賛成である。先ほど述べた意見のとおりである。副市長からも発言があったように、庁議に出席される方々にはそれなりの考え方

もあると思う。その辺がやがてお互い歩み寄って、よい公開の形になればと思う。

三浦委員

先ほども、原則公開、原則非公開は整理したほうがよいと申したが、願意は酌み取り、基本的に情報は発信していくという意味合いで、原則公開というならこのままでよいが、何を公開するか、タイミングについては配慮が必要なので、その点については意見を申し添えて、注意していただきながら、原則公開というスタンスで臨んでいただきたい。

西川委員

賛成である。原則公開ということでタイトルにもあるが、中を見ると、「これらの議論は原則公開とし、資料と会議録を確認できれば」とある。原則公開という言葉の中身は考えていくということで、基本的なところは賛成である。

中身をどうするかは他市にもまだ例が少ないので、協働のまちづくりの例に従って今後協議すればよい。

芦谷副委員長

あくまでも原則とあり、原則公開とのことなので、市民参加を促す、市民への説明をするという意味で賛成である。

牛尾委員

先ほど申し上げたように非公開ということで反対である。なぜかという、やはり二元代表制の中で庁議を支配する市長の権限にまで議会が及ぶべきでない。後は、市長のほうで自発的に判断されて公開されるべきものであると思う。また、先ほど申し上げたようにできることは公開してほしいと思っている。

永見委員

私は賛成である。先ほどもいろいろ発表した、情報は内容について確認した上でできる部分については公開すべきと考えるため賛成である。

上野委員

私も賛成である。市民に対して情報をできるだけ公開していただきたい。全てではないが原則公開に賛成である。

西村委員長

採決に入る前に確認しておきたい。今の意見だと牛尾委員が形の上では反対になるように思うが、ただ賛成と言いつつも、三浦委員からあったように、もう少し精査する作業も必要ではないかという意味の発言もあったように思う。その辺で意見をつけるようなことでの賛成なのか、確認しておきたい。

このまま採決すれば、6対1でそのままこれが採択される結果になると思うが、それでよいか。単純に採決してもよいか。

(「はい」という声あり)

それでは、採決に当たってのご意見はないと受けとめたので、陳情第198号について採決する。

本陳情について、採択とするものと決することに、賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手多数により、本陳情は、採択とするものと決した。

○陳情第199号 スケート場の方針決定過程の再考を求める陳情について

西村委員長

1人ずつ意見をお願いします。

上野委員

賛成である。今まで訂正だけで終わっており、しっかり事実確認し正当な手続きでこれから進めていっていただきたい。

永見委員

賛成である。事実関係を確認してから方針を検討すべきだろうと思っ

- 牛尾委員 賛成である。
 芦谷副委員長 賛成である。
 西川委員 現在、報告にもあったように、進めておられるので引き続き進めてい
 ただきたいため賛成である。
 三浦委員 私も賛成である。訂正があればその訂正をもとに再度議論されるのが
 自然なプロセスだと思う。
 西田委員 賛成である。納得できる正しいプロセスを経るよとということなの
 で賛成である。
 西村委員長 それでは、陳情第199号について採決する。
 本陳情について、採択とするものと決することに、賛成の方の挙手をお
 願いする。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により、本陳情は、採択とするものと決した。

**○陳情第202号 制服面でのトランスジェンダーへの配慮を求める陳情につ
 いて**

- 西村委員長 1人ずつ意見をお願いします。
 西田委員 これは課長からも、この陳情を踏まえ今後きちんと対応すると答弁が
 あったので賛成したい。
 三浦委員 私も賛成である。誰でも住みやすいまちをつくるなら、こうした配慮
 は必要なことだし、先ほど指摘もさせていただいたが、市の見解が統一
 されていないというのはきちんと整えていただき、全体的に取り組んでい
 ただきたい。
 また今回は制服についてだが、こうした問題は制服に限らずいろいろ
 あると思うので、全体的に取り組んで考えていただきたい。
 西川委員 賛成である。制服だけでなく偏見問題は今後ますます大事になってく
 るので進めていただきたい。
 芦谷副委員長 賛成である。時代の要請もあるし社会的関心も高いし、全く新しい領
 域への対処なので、行政の背中を押すという意味で賛成である。
 牛尾委員 平成17年に松江の上田地優さんから陳情を受け、そのころから私もこ
 の問題に関心を持っていた。賛成である。
 永見委員 私も賛成である。教育委員会で検討して全体的に対応するとのことだ
 ったので賛成する。
 上野委員 私も賛成である。人権にかかわることなので、これから教育委員会も
 学校も力を入れていただきたい。
 西村委員長 それでは、陳情第202号について採決する。
 本陳情について、採択とするものと決することに、賛成の方の挙手をお
 願いする。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により、本陳情は、採択とするものと、決した。

以上で陳情審査を終了する。ここで休憩に入る。再開は1時ちょうどと
 する。

[12時 03分 休憩]

[13時 00分 再開]

3 議案第52号 浜田市固定資産評価審査委員会条例及び浜田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

西村委員長	執行部から補足説明があるか。 (「なし」という声あり)
芦谷副委員長	委員から質疑はあるか。 デジタル庁や政府のほうでの押印廃止の動きの中で、市の行政事務において押印を求めているものの調査が国からあったのか。
行革課長	国からの調査はない。
芦谷副委員長	これ以外にいたずらに市民に対し、昔ながらの署名・押印を求めることを、条例上、規則上、市民に課しているものはたくさんあるのか。
行革課長	市民に押印を求めるものは、今回の見直しの中で、継続して押印を求めるものは合計で344様式ある。
西村委員長	ほかにあるか。 (「なし」という声あり) 以上で審査は終了した。採決は後ほど行う。

4 執行部からの報告事項

(1) 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合負担金の実績について

【行財政改革推進課】

西村委員長	執行部から補足説明はあるか。 (「なし」という声あり) 委員から質疑はあるか。 (「なし」という声あり)
-------	---

(2) 令和5年度からの統合幼稚園における新たな保育サービスに関する保護者アンケート結果について

【教育総務課】

西村委員長 教育総務課副参事	<p>執行部から補足説明はあるか。</p> <p>5月に35世帯の保護者に対してアンケートを実施したところ、34世帯から回答をいただいた。結果についてはこのとおりだが、内容をかいつまんで報告させていただく。</p> <p>まず預かり保育についてだが、希望者は多いと想定していたが、9割を超える希望があった。</p> <p>問3について「預かり保育があれば働きたい」と思っている方が34名の保護者中22名おられることがわかり、これは保護者の65%に当たる。</p> <p>毎日利用したい方が約27%あったが、利用料金が発生することもあり実際は導入してみないとわからないと思う。</p> <p>次に給食について、問5の②、毎日を希望される方が6割を超えていた。また③の業者がつくった幼児用弁当にした場合でも利用するとされた方が8割近くおられたということは、日々のお弁当づくりは保護者にとって負担が大きいということがわかった。</p> <p>次に統合時の通園方法について。統合により通園方法が変わる石見幼稚園と美川幼稚園の年少児クラスの保護者にのみお尋ねしたところ、通</p>
-------------------	---

園バスを希望された方が4名おられた。

最後に自由意見をたくさん載せている。

(以下、資料読み上げ)

現時点での保護者のニーズを把握することができたと感じている。今後の新たなサービス導入に向けて保護者からのご意見を参考にしながら、現場の職員も含めて具体的な検討を進めていきたい。

西村委員長

委員から質疑はあるか。

三浦委員

このアンケート結果はどのように扱われたか。各園の先生方に共有されたりしたか。

教育総務課副参事

園を通じて保護者に配っていただき、園を通じて回収している。まとめた結果は園長会に提出させていただき、今回の委員会に出させてもらった。

三浦委員

各園には結果をお戻しになっていると理解した。これを今後の議論に活用されるとのことだが、具体的にどういうプロセスで、どういうところに使っていくのか。

教育総務課副参事

このアンケート結果は現在の保護者ニーズであると把握した。具体的にはどのようにサービスを導入していくかは、内容や体制、料金が発生するものなどあるので、現場の先生含め具体的にどのように導入していけばよいのか、保護者の声を踏まえながら実際の導入についてはこれから検討に入る。

三浦委員

具体的な検討をいつまでにどのように出すというスケジュールはどうなるのか。今、統合幼稚園の方針が示されていて、サービスに関する保護者のアンケートに、全ては難しいかもしれないしそれはこれから執行部で議論されるのだろうが、それをどのタイミングまでに議論されていくのか。スケジュール的にはどういうイメージか。

教育総務課副参事

統合と同時に導入する予定のものは先にはなるかと思うが、まずは前倒しでできるものは何があるか。この中だと預かり保育は前倒しで実施していきたいと思って具体的な協議を進めているが、それはなるべく早い段階でスケジュールをお示しできたらと思っている。

ほかのものについてはいつ明らかにということははっきり申し上げられないが、スケジュール案がお示しできる段階になれば報告させていただきたい。

三浦委員

そうすると現段階では預かり保育については早急に検討・対応すべきサービスと位置づけられていて、ほかはそれとは切り離して議論されていくのか。アンケートを取って、この中に預かりや給食などが出ているが、各項目についてトータル的に議論していくのではなく、この中から預かり保育だけは執行部の方向性としてもそれをやるのだという見解を持っておられるので、そこだけやっていくというすみ分けをされている感じなのか。

教育総務課副参事

まず統合までに対応できるもの、それから統合と同時にできるもの、新園建設と同時にすることになるもの、というようにサービスを分けて整理していきたい。

三浦委員

よくわかった。つまりアンケート結果を踏まえて、段階的な部分を執行部で今後整理されていく、たちまちは預かり保育が手前側にあり、そ

れを統合までにどういう形でできるかを検討していくという整理をされているということか。

教育総務課副参事
三浦委員
芦谷副委員長

はい。

了解した。

こうしたアンケートは立派である。園の側や保護者側の要望や意向を常日ごろ、把握する方法はあるのか。例えば園長会議などに同席するとか、保護者会の会合に出るとか。

教育総務課副参事

保護者の考えやご意見は現場の先生方が常に話を聞いておられると思う。園との情報共有は毎月1回園長会があるので、そこに我々も出かけていき情報共有したり今後の課題を整理したりしている。それとは別途、職員同士でやりとりすることもあるし、会合を開くこともある。

芦谷副委員長

この前各園を回った。預かり保育にしても給食にしても、こういったニーズがあることは、園は行政側に言っていると。問題はいち早くそういった住民のニーズなどを把握しながら、市の施策として展開する姿勢が少し弱いと思っていた。やはり保育現場・幼稚園現場のいろいろな保護者や先生方の意見に耳を傾けて、必要であれば施策展開するということだと思うが、これについてはどうか。

教育総務課副参事

これまでもというのは要望などで出されていたということだろうか。PTAからの要望は毎年、これまでも受けていたがなかなか実現できなかった部分も確かにある。昨年度受け取った要望については、できるものは既に、例えばホームページの充実などはやっているし、今回新たに統合に向けて前向きに進めていくための保護者のニーズを再度把握するためにやったことなので、今前向きに取り組んでいるので、ご理解いただけたらと思う。

芦谷副委員長

今後、アンケートをされると保護者側は期待する。したがってある程度スケジュールをきちんと示しながら、いち早く結論を出すことが必要だと思うが。

教育総務課副参事

確かに答えていただいたので結果や今後の予定は早くお知りになりたいと思われるのは重々承知している。ただ、スケジュールを示すまでにこちら決めないといけないことがあるので、ある程度方向性が示せるようになってからお出ししないといけないと思っている。少しお時間をいただければ。

西川委員

給食を市内業者がつくった幼児食弁当にしても利用するかと設問があり、希望が多かったことから弁当づくりが負担になっているのではという分析があったが、これはその弁当づくりを負担に思っているかどうかを調べるための設問なのか。それとも次に値段も聞いているので、当委員会の幼児教育の議論の中でも給食をする、試食を多くするとか、早く自園方式にするなどの議論があったが、この市内業者がつくる弁当というのは全く議論しなかった。これは実際にこういったことを想定して検討されているのか。

教育総務課副参事

このお弁当を具体的にというわけではなく、保護者の選択肢の一つとして希望者がどのくらいいらっしゃるか、質問に入れてみた。給食の導入についてはハードルが高いこともあって、ほかにどういう方法があるか検討した中に、市内業者が幼児食用の弁当をつくることができるかど

うかという案があったので、もしそれを実施したとしたらどの程度希望されるか入れてみたら8割の方が希望されるという結果が出たということだ。

西川委員

市内業者がつくった弁当を使うというのは、栄養管理など市が直接タッチしない業者につくってもらうのは、法的に可能な選択肢なのか。

教育総務課副参事

具体的にこれを実施する方向で聞いたわけではないので申しわけないがそこまで知らべてはいないのだが、保護者の気持ちとしては給食の回数を増やしてほしいのか負担を減らしたいのか、そのあたりを探るために選択肢として入れた。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(3) 市内中学校の進学等の状況について

【学校教育課】

西村委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

三浦委員

この進学等の状況を整理されて、どのような分析をされたか伺う。

学校教育課長

うちとしては今回411名卒業しているが、一番下の浜田市の進学者の割合、市外の県立高校、私立の部分重視して見ている。

今年4月から教育委員会内に高校の支援という形で担当セクションも設けた。ここで高校の魅力化をどうするかで、市内高校をどう魅力化して、行きたい市内の中学生の選択肢の一つとして、どうしたらよいかニーズ調査している。

今年63%あるが、やはり地域間によってはほかの学校のほうが近いという実情の分析も出ている。この状況で何が足りないか、6月定例会議でも答えているが、その辺のニーズを確認し、少しでも市内進学率が増えるよう、魅力化を検討したい。

三浦委員

例えば、第二中学校の市内進学率は年々10%ずつくらい低下している。あるいは第四中学校は令和元年度から2年度で、人数が少ないということもあっての数字だと思うが、上がっている。東中や金城中は平成30年度からだと50%切っていた数字が一度上がり、また下がっている。それをどう見ているのか。そこまで分析はされてないのか。一応数字をこのように出して整理すると、ここから何かを読み解かないと対策が、ただ数字を取っているだけでは意味ない。この表から何を読み取ったのかがないと。数字が報告されるだけなのはどうかと思うのだが。

学校教育課長

ご指摘はごもっともで。極端にこの表から見てご理解いただきたいのは、まず第一中学校を見ていただければ。市内のパーセント、特に今年の入学者だが74%という形で、特に市内3校の進学が非常に多くなっている。

やはり身近に浜田高校があるなど。浜田高校の進学率も今年約52%行っているし、商業も10%、水高も7%と高くなっている。一方で第三中学校に行くと、第二中学校もそうだが、一般的に教育委員会の先生方に聞くと、第一中学校は県平均を上回る学力があると聞いており、第二中学校、第三中学校は学力的に市内以外の進学を考えられると。そこで交通機関

がよいところなどとなっている。

因果関係は特にはないが、就学援助という経済的な部分が大いと思う。こういった部分も昔から第二中学校、第三中学校においては世帯数も多いので、学力面で影響が出ている。

旭については邑南町に近い、特に今はスクールバスも出て、市内に出る時間より半分になるというところで、市外に行っている。浜高の男子寮に入っている市内の子どもがゼロ人である。女性は11人中5、6名。昔に比べて寮に入ってまで市内の学校に通う生徒は減っている。

三隅は生活圏が益田に近い。特に工業系など実業校への進学ニーズは高い。また通学バスもあり、通学時間が半分になる私立もあるので、こういったことは数字としては担当課として分析している。

芦谷副委員長

一部出たが、私立高校の場合のスクールバスに対する、生徒や保護者の期待。バスがあるから近隣市の私立高校へ行くなど、ニーズはどのくらいあるか。

学校教育課長

6月に中学校の校長、生徒指導担当に、進路の選択肢の中でスクールバスがどのように影響しているかという設問も実際、意見交換で出た。確かに方法としてはかなりドアツードアに近い形でスクールバスが来る形である。

ただ、特に益田東高校など、通学時間が片道1時間を超える部分があるので、3年間それなりの気持ちを持って学校に通わないといけない。朝6時台に家を出る形になるので。そういうこともあって、一概にスクールバスがあるからその学校に行くというのではなく、やはり学校のどこに魅力を感じるか、その選択肢のほうが高いと思っている。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(4) 文化施設・スポーツ施設の令和2年度利用状況について

【文化スポーツ課】

西村委員長

文化スポーツ課長

執行部から補足説明はあるか。

5月までの実績報告があったので、前2か年と合わせて表にして報告している。やはりコロナの関係で大会・イベント等が中止になり大きく数字を落としている。特徴的などところだけかいつまんで説明する。

文化施設のうち4番目の浜田城資料館は、利用者数の割合が134.3%と伸びているが、これは令和元年度は、10月オープンで1年間の数字ではないので、数字上このようなパーセントになっている。

7番目に旭歴史民俗資料館がある。利用者数は前年度比19.1%、利用収入900%と異常値が出ているが、これは令和元年度の利用者数47人のうち、有料の観客は一人。あとの46人は令和元年度11月3日文化の日に博物館無料の日があり、無料入館が多かったため、それぞれこのような数字が出ている。

それから三隅の歴史民俗資料館が、前年度比の利用者数5.6%となっているが、この資料館は通常は開館しておらず、つつじ祭りなどのイベント時に開館していたが、令和2年度はそうした祭りがなかったので、大きく数字が落ちている。

10番から13番の各支所での展示については、令和2年度から始めた。

スポーツ施設は1番目にサン・ビレッジアイススケート場が出ている。こちらは昨年度より数字を落としているが、近年高温化の関係で開業日数が減っている関係もあるし、なおかつコロナで県域を越えた移動が難しい状況であるために数字が落ちてきている。

東公園陸上競技場については利用者数が伸びた格好だが、前年度よりは微減している。令和2年度からそれまで計測できなかった部活利用やウォーキング利用を指定管理者が把握するようになり、そちらを換算した結果なので、実際の利用者数は微減と伺っている。

次のページ13番、田ノ浦公園ソフトボール場は主に少年団が練習に利用していたが、令和2年度はまさにその少年団の利用だけ。少年団の利用は無料としているため利用者ゼロと出ている。

24番、金城総合運動公園多目的講堂の利用者数が前年度比160%と伸びている。さらに下29番目、旭公園テニス場も120.2%ということで前年度より伸びている。コロナ禍でほかの施設がほとんど落としているが、指定管理者に確認すると近隣市外の利用も増えているようで。野外で少人数でできるテニスのようなスポーツは、逆に都市部のコートよりも地方のコートを選ばれたのかなど。もともとの利用数がそれほど多くもないが、率としては伸びている。

こうした利用実績を取りまとめ今回報告させていただいた。現在、ちょうど指定管理物件についてはモニタリングに入っていくところなので、そこで指定管理者とも相談しながら分析していきたい。

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

西村委員長

(6) まちかど救急ステーション認定事業の進捗について

【警防課】

西村委員長
警防課長

執行部から補足説明はあるか。

何度かこの委員会でも説明させていただいているが、任意で設置されたAEDと3時間の普通救命講習を修了した人材をセットで企業が多く社会貢献で市民に提供していただける事業である。またその人材・機器のレベルを安定的に維持していただく事業である。

記載しているように平成28年度からは旧元気な浜田事業として6年間取り組んでいるが、最終年度である今年度の4月認定で目標としていた180事業所をクリアできた。

まだ今年度残っており、どれくらい積み上げられるかわからないが、前向きに取り組んでいきたい。

取り組みは2の(2)から(4)となっている。(5)では救急隊が現場に到着したときに家族または関係者、その他の方により、患者に何らかの応急手当がなされている件数について記載している。ごらんのとおり年々増加傾向にあり、本事業を中心とした普及活動の成果が出てきているのかと思っている。

今後の計画だが、5の統計にあるように市民の意識が変わってきたという点や、事業所との協働によるまちづくりの推進が見えているので、来年度以降も継続事業としてさらに取り組んでいけるよう今後協議していきたい。

西村委員長
芦谷副委員長

委員から質疑はあるか。

これの周知。例えばホームページに載っているとか、行政連絡員にはそのことがわかるとか、あるいは消防団員には行っているとか。そういう住民周知はどうだろうか。

警防課長

ホームページには認定事業所についても公開している。(4)に記載しているが、AEDマップで場所その他詳細についても、逐次最新の情報、的確な情報を配信させていただいている。また、9月に救急医療週間というのがあり、このあたりをターゲットにして広報はまだ、また、先日ゆめタウンで行われた浜田のアピールでもチラシを置き、PRその他している。一般市民が受講される応急手当てというのが普通救命とは別にあるが、そこでもAEDマップやステーションに人材と機材がそろっているのです、何かあれば助けを求めてくれと広報させていただいている。

西村委員長
芦谷副委員長
西村委員長

ほかにあるか。

進行を交代する。西村委員長。

一番下(5)、何らかの市民による応急手当てとは具体的にどういうことを指すのか。

警防課長

さまざまあるが、我々が講習でまず言うのは、意識の状態などを確認しながら楽な体勢を取ってもらう、体位管理というが、まずそれを実施していただく。出血があれば圧迫止血、タオルなどで物理的に押さえて出血をとめる。当然ながら心肺停止していたら、これは通信指令からの口頭指導もあるのだが、応急手当てができるか、心臓マッサージができるかなどを声かけしながらしていただいている。

西村委員長

今おっしゃったような応急手当ての項目ごとに何件、あるいは何人という形で、数字的なデータでまとめた形になって、トータルとして例えば昨年度でいうと329件として上がっているのか。要するにここにはトータルとして出ているが、消防本部は内訳を把握しているか。

警防課長

これは救急隊が指導するとその詳細については全て報告で記載するようになっているので、具体的に種別は入っていないが消防本部としては、内訳は把握している。ただし今、手持ち資料は持っていないのでここでの公表はできない。申し訳ない。

西村委員長

もう1点、認定事業を行って、今年度でいえば認定数が182となっているが、それが実効ある数字として、実際にそれが役に立つ形で積み上げていくシステムになっているのか。受講して認定は受けたが、その後、実際にはそういう場面に遭遇しても、日常的訓練をしてこなかったことで役に立たなかったというような実態にあるのか。

警防課長

成果という部分かと思うが、幸いにかというか、認定事業所内で駆け込みなどによる救急患者にAEDを使用して心肺蘇生を行った実績はない。しかしながら、救急隊がそういう事業所に、昔は手が出せずに、言い方は悪いが放置という形が大変多かったが、現在救急隊からは、やはり職員が積極的にまず患者に接触するという件数は非常に増えていると報告を受けている。またその能力というか手技の維持だが、これは3年に1回必ず受けていただくシステムになっており、必ずその職場では3年に1回受講した職員がいるということ、再認定のところで担保しているので、もしあったときには必ず実効性があるのではないかと考えている。

芦谷副委員長
西村委員長

進行を交代する。
ほかには。

(「なし」という声あり)

(7) その他

・119番通報等における三者間同時通訳を導入

【通信指令課】

西村委員長
通信指令課長

説明をお願いします。

当市では外国人から119番通報を受信した際及び災害現場で外国人に対応するため、三者間同時通訳を導入し7月1日から運用開始する。これの詳細については下に図がある。119番を受信するときに左図である。直接災害・救急現場等で外国人と通訳を介して話をする場合が右図である。

119番通報時や災害現場において意思疎通手段として最も有効な手段は言語・言葉によるコミュニケーションである。このサービスを導入することで訪日外国人旅行者のうち約97%以上の人と、言葉の壁によるコミュニケーション不足は解消される。また浜田市に在住する外国人は、近年600人を下回ることなく推移しており、浜田市の人口の1.2%程度を維持している。本年5月末時点で637人在住している。この方々の国籍から、使用言語を推定すると、全員とコミュニケーションが取れるようになり、市内における緊急通報時に役立つと期待している。

西村委員長
西川委員

委員から質疑はあるか。

何を導入するのか。民間業者と契約する内容がよくわからないので教えてほしい。

通信指令課長

通訳業者と契約する形になる。一番左の下図があるが、契約先は電話通訳センター民間事業所である。こちらに119番が左の外国人から入った場合、右で受ける。受けたら外国語でわからないという場合に、すぐ電話を通訳センターにする。そうすると三者で話ができるようになる。この状態で、今どういう状態か聞いてくれ、どこにおられるか聞いてくれ、とこちらが通訳に頼むと、対応した言語で話していただける形の流れになる。

西川委員

電話通訳センターは事業者名ということだろう。これは浜田にあるわけではなくどこかにあるのだろうと思う。契約の内容と金額、また対象範囲。これは119番と緊急だが、ほかの生活の困りごとに対応できるのか伺う。

通信指令課長

まず経費だが、月額1万5千円と消費税。今年に限っては14万8500円。初期導入費用が2万2千円、合わせて税込みで17万500円となる。来年以降は初期導入費用が要らないので、1万5千円掛ける12か月分の消費税ということで、19万8千円となっている。

業者によって大きな開きがある業会で、119番ということで医療関係の言葉を含んだ通訳なので受けていただける業者がなかなかいない。あったとしても高額が多く、一番効率的で20か国語に対応した業者である。親会社はNTTになっているので、その辺の保証もしっかりした業者になっている。

困りごとについてだが、今値段が安いと説明させていただいたが、月に5件という制限がついての値段なので、当面は119番に限った通訳として運用していきたい。

西川委員
通信指令課長
西川委員

月5件が契約内容。119番対応でも6件目から対応しないのか。6件目以降は別額対応という形になっている。理解した。もし困りごとにも役に立つなら、当委員会の管轄だけでなく、119番にかかってきたからこれにつながられるという、電話番号で選択するようなシステムなのか。

通信指令課長

そのとおりである。シークレットの電話番号につながるよう、通信指令台からなっている。

西川委員
三浦委員

もしほかに困っているところがあれば役に立てばよいと思う。通訳の仕組みについて教えていただきたい。現場対応時は消防隊員と外国人の方、交互に電話機受け渡しと書いてあるし、119番通報時も、どういう仕組みで同時通訳するのかよくわからない。逐次通訳になるのではないのか。どういう形なのか。

通信指令課長

正確に同時かと言われると確かにそうかもしれない。まず右側の現場のほうは携帯電話を渡してしゃべってもらう形になる。左側は、これも同時かと言われると少し違って、うちが電話通訳センターに聞いてほしいことを聞いてもらって、それを通訳してもらう形になるので、ほぼ同時かという差があると思う。

三浦委員

同時通訳と逐次通訳とは、通訳の仕方が全然違う。仕組み上、三者同時通訳を導入するとすると、話しながら同時に訳される。説明された方式は明らかに同時通訳ではない。この図が本当に正しいのであれば、同時通訳という言い方は修正したほうがよいと思う。

これは現場での対応なので私も何とも言えないが、例えば携帯電話をスピーカーにすることによって同時通訳は場合によっては可能かもしれない。屋外だと雑音などが入るため指示が正確に伝わらないといった意味で携帯の受け渡しという基準になっているかもしれないので、そこはわからないが、少なくとも外国の方々にこういったサービスがあると事前にアナウンスする際、この仕組みを同時通訳と伝えてしまうと混乱を招くように思うがどうか。もう同時通訳と呼ばれているものなのか。

通信指令課長

まず最初の基本的な契約は、外国人がしゃべったのを直接同時に通訳していただける、左の表。メインは左の表がメインである。付加機能として右の表があると理解していただけると助かる。災害現場での対応部分は付加機能であって、あくまで119番受信時の対応に対して、同時に通訳もできるし質問を逐次通訳もできるという形。言葉足らずで申しわけない。

警防課長

救急現場のことなので私から少し補足させていただく。現在浜田消防本部、これまでは一般的にはガラケーと言われるものを使用していたが、先日6月10日に契約等々の変更を見直し、スマートフォンを現場にも導入している。これに伴い、総務省から出ている通訳アプリ、ボイトレというが、これは消防庁に登録すると使えるようになるものだが、これも並行して導入したので、これと今言った現場での三者通訳サービスを兼ねて、現場ではそういうアプリも使用していきたい。

西川委員

スマホにしてアプリの導入というのと、この通訳システムは機能が重複するのではないのか。計画的に両方とも導入されたのか。

通信指令課長

機能が重複する部分もあるが、ボイストラのほうは言葉をしゃべって

西村委員長

そのアプリが認識する際に認識ミスが結構ある。利用できるところは、例えば「どこが具合悪いか」とボタンを押すと、言語に対応した言葉に変換してそれを見せることができる。小さいことを一つ聞きたいようなときはこちらが早いということで、使い分けるため同時に入れた。

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

・三浦龍司選手 東京2020オリンピック出場内定について

文化スポーツ課長

ではもう1件、三浦選手の件。

本日資料配付させていただいた。

一昨日6月26日土曜日に、三浦龍司選手の東京2020オリンピックをかけて挑む日本選手権大会を、浜田市野球場の電光掲示板を使ってパブリックビューイングを行った。お出かけいただいた議員にはお礼申し上げる。レース後半で三浦選手が転倒するアクシデントもあったが、自らの持つ日本記録を更新する8分15秒99で見事優勝を果たし、オリンピック出場が内定した。当日会場には約400人が来場し、三浦選手への激励のメッセージ、過去の陸上教室の在籍選手、同級生もごらんに来ていた。

オリンピック本番においても三浦選手が好成績をおさめられるよう、引き続き応援をよろしく願います。

なおオリンピック予選決勝の予定については、資料の写真のすぐ上にある。予選が7月30日金曜日。詳細な時間はまだ決まっていな、9時から正午までの間。仮に予選を通過した場合、決勝は8月2日月曜日の19時からとなっている。皆引き続き応援をよろしく願います。

西村委員長

この件について何かあるか。

(「なし」という声あり)

これで報告事項は終わった。

行財政改革推進課長

議案第52号浜田市固定資産評価審査委員会条例及び浜田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、芦谷副委員長から問い合わせがあった見直し対象、引き続き押印をする件数について。

私から先ほど344件という回答をしたが、これは押印見直し済みの件数であり、実際に引き続き押印を求めるものは218件である。訂正させていただく。

西村委員長

執行部からの報告事項6件について、全員協議会へ提出し、説明すべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。

総務課長

本日報告した項目のうち、1番の「浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合負担金の実績について」を全員協議会に提出し報告させていただきたい。

西村委員長

執行部の意向のとおりでよろしいか。

(「はい」という声あり)

ではその1件をお願いする。

5 所管事務調査

(1) 空き家バンクの現状について

【定住関係人口推進課】

西村委員長

定住関係人口推進課長。

定住関係人口推進課長

(以下、資料をもとに説明)

西村委員長 芦谷副委員長 西村委員長	委員から質疑はあるか。 進行を交代する。
定住関係人口推進課長	仏壇の件に関連して、少し大きなものを処分しようと思ったときに5万円の補助、支援があるとのことだが、それは市の制度か。 裏面4番(1)をごらんいただきたい。制度の概要、補助金額のところ。家財処分等に要する費用の3分2、上限5万円とある。こちらの制度ではないかと思う。仏壇に限らず、家財道具、電気製品などの処分費用に対して助成を行う。こちらは2分の1を島根県からの補助金を充当させていただいている。
芦谷副委員長 西村委員長 永見委員	進行を交代する。 ほかに。 1番の地域別の空き家件数についてだが、各地域合計して2409軒と記載されている。以前、再利用できる空き家とできない空き家と分けて都市建設部から伺ったことがあるが、この2409軒の状況はどうか。
定住関係人口推進課長	こちらで情報を持ち合わせてないため把握できてないが、この中には例えば、傷みがひどく空き家バンクに登録できないような物件、中には危険家屋に近いような物件もかなり含まれているのではと考える。
芦谷副委員長	参考に伺うが、空き家の把握で、例えば固定資産税の市外、遠隔地への納税義務者に通知をするが、そういった税情報から空き家の把握はできるのか。
定住関係人口推進課長	私どもから空き家の所有者を調べるということに関しては調査権がないと思っている。空き家バンクに活用するという意味での調査権は個人情報に関係して難しいのではと思っている。 通常、空き家バンク登録の方からは情報を市で調査することに同意をもらい、固定資産税の名寄せを税務課に提供してもらい、権利関係の確認などは行っているが、危険家屋でもない、空き家バンクに登録できそうな物件だとして市から所有者を調べるというのは、個人情報上どうかと。 追加で申し上げますと、例えば県外に住んでおられる固定資産税の納税義務者の方に、固定資産税の納税通知書を送る際に、空き家バンク登録のお知らせを入れようと思って資産税課と調整したことがあったのだが、現在は封入作業が外部委託されているので、チラシ1枚入れるだけでもお金が余分にかかってしまい、予算が足りずできなかったため、継続的に調整中になっている。今回その代用として広報はまだの折り込みという形で周知していきたいと考えている。
芦谷副委員長	個人情報と言われればそれ以上言いようがないのだが、ただ行政利益のためにある程度、職権で、明らかに納税義務者が市外・県外におられる空き家については、公共の利益として個人情報の枠を超えてできそうな気がするのだがどうだろうか。
定住関係人口推進課長	今ここですぐにお返事はできないので、引き続き勉強させていただくということで、よろしく願います。
牛尾委員	この間市外の方がUターンした。40歳を少し超えていて。40未満だったら50万円だったか30万円だったかという話を聞いて。これを見たらこういうことなのかと思って初めて気づいた次第で申しわけない。この辺

定住関係人口推進課長

はもう少しどうにかならないか。せっかく浜田に住むのに年齢で制限を受けるのだと言われて。40歳未満に設定した理由を教えてください。

裏面の補助制度(2)の、登録物件改修補助金についてのことだと思う。制度概要に、補助金額は改修費用の3分の2、上限30万円と定めているが、二つの事例に該当する場合は条件を上げて50万円にしている。

まず一つ目のケースとしては、申請時に40歳未満の方。これは市内に住んでいる方・市外に住んでいる方も含まれる。40歳未満の方については上限を20万円上げている。もう一つ、UIターンを浜田市にさせていただける方。こちらも上限を上げている。もう少し詳しくお話しすると、市外に5年以上居住している、現在市外に在住している方が浜田に転入される際、空き家バンク登録物件に入居されるときに上限が上がる。市外に5年以上居住していて、最近浜田に帰ってきたのだが空き家バンクの家を購入したいといった場合。転入から1年以内の方についてはこの条件が50万円になるので、牛尾委員が言われたケースはもしかしたら該当するかもしれないので、私どもにご紹介いただけたらと思う。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 地域公共交通に関する基本的な考え方について

【地域活動支援課】

西村委員長

地域活動支援課長。

地域活動支援課長

(以下、資料をもとに説明)

西村委員長

委員から質疑はあるか。

三浦委員

民間事業者への要請は行政からもするにしても、事業者の都合などで全部を聞いていただくのは難しいと思う。民間バス事業者との議論は定期的どのくらいの頻度でされているか。

地域活動支援課長

定期的ではないが、ダイヤに関する一般の方からの相談が一定数あると感じたときは、不定期で事業者との意見交換をしている状況である。

三浦委員

皆、生活リズムがあったりするので一概にダイヤの正解を導き出すのはなかなか難しいと思う。民間事業者も市民ニーズを行政から提供することで幾らか配慮もしてくださっているのだろうが、そうした情報を提供したときの、民間事業者の受け取りは今どのような感じか。

地域活動支援課長

過去には島根県立大学の授業時間が変更になったということで、大学線の時刻を変更してもらったという経緯もある。情報提供を密にして、事業者と対応していきたいと考えている。

三浦委員

前に有福の路線についてもそういうことがあったと記憶しているが、そうした利用者が多数おられて、そうした方々の足にかなりの影響が出る場合には、行政からもかけ合って民間事業者と交渉してくださっているという理解でよろしいか。はい。

一番下段に今後の対応についてとして、地域におけるタクシーを活用した交通手段に対する支援制度を早急に検討するとあるが、何かめどを持って検討されているのか。

地域活動支援課長

先般の一般質問でも副市長が答弁したが、金城の小国地区で取り組まれている、タクシーを借り上げて介護タクシーを運用するような取り組みを想定しており、これをできるだけ早く制度化できるよう現在検討を

- 進めている。
- 三浦委員 なるべく早くという感じか。それをモデルにした事業展開、課長は今「制度」とおっしゃったが、何か支援する制度を検討されているのか、それとも同じようなモデルをほかでも展開するように、例えばまちづくりセンターを通じて何かそういう事業ができないかと検討していくのか。検討とは制度設計を検討するのか、それとも事業展開を各まちに出歩いて可否を地域に相談ないし検討されていくのか。
- 地域活動支援課長 ただいま検討しているのは制度である。すでに金城の小国地区でされているようなものをイメージしている。私どもが考えているのは地区まちづくりセンターが中心になって事業ができないかと考えている。制度をつくり、それが地域まちづくり推進委員会に広がっていくような取り組みを進めていきたい。
- 永見委員 小国地区でされているのは中山間地直接支払制度の関係でされていると聞いている。地域政策のほうでこれを支援するのか、詳しく聞きたい。そして実際にこの事業を使ってされている地域はほかにもあるので、そのあたりもお聞かせいただければほかの地域でいろいろ見直しされるのではと思う。
- 地域活動支援課長 おっしゃるように金城では中山間地域直接支払制度を活用されている。その場合は私どもが今考えている制度には乗らず、今ある制度を使っていただくことになる。中山間地域直接支払制度を活用できない地域もあるので、そういうところで活用できるように、選択できるようにしたいと考えている。
- 永見委員 中山間地直接支払制度は活用できる地域ではある程度取り組んでいると思うが、確認していただき、もし取り組んでいないのなら手厚い支援をしていただきたい。
- 地域活動支援課長 芦谷副委員長 実態をきちんと調べて対応していきたい。
- 地域活動支援課長 芦谷副委員長 まちに出るのは買い物か通院である。例えば介護の日常生活支援総合事業や、デイサービスなど、そのメニューの中で買い物の実施をする。それは介護員などがついてスーパーで買い物するという可能性があると思うが、ぜひ、社会福祉協議会の生活支援コーディネーター事業といった、特に幅広い、中山間地域の問題も含めて介護サービスの中でそれができないか、市役所内の英知を結集してぜひ検討してほしい。
- 地域活動支援課長 おっしゃるように福祉との連携は大変重要だと考えている。私どもも福祉部門との意見交換を行っている。おっしゃった部分についても十分に意見交換して情報共有していきたい。
- 芦谷副委員長 今の問題、介護サービス事業者の見解では、なかなか規制があって難しいと言われる。したがって場合によっては研究していただき、特区でも申請しながらとにかく、介護サービス内で買い物・通院ができるようなサービスができてほしい。
- 地域活動支援課長 西村委員長 研究を進めてまいりたい。
- 西村委員長 ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

西村委員長
教育総務課長
西村委員長
牛尾委員

執行部から説明をお願いします。

(以下、資料をもとに説明)

委員から質疑はあるか。

そこそこ丁寧な資料を出していただき感謝する。5月24日のときの意見漏れもあるような気がする。地元の半分くらいの方は弥栄との人数を考えたときに、小規模校なら弥栄中学校と第四中学校で行けるのではないかと薄い希望を持っておられる。その辺が教育委員会と相入れないのでどうにもならない。どうしてもそこにとどまっておられる方が一定数おられるので僕らも辛い部分がある。

第三中学校よりも第二中学校のほうがはるかに子どもにとっては通学距離が短い。第二中学校校区はバス路線があるから便利だが第三中学校はそうではないので、新たにスクールバスを動かすか。今、第四中学校に行くのに一番時間がかかっている子で30分とのことだが、その子が統合までいるわけではないので仮定の話をしてはいけないが、やはり30分プラス第四中学校から第三中学校に行く時間もかかる。統合せざるを得ないにしても第二中学校のほうが便利という声はある。第三中学校のケースしか出てないので、どうしても教育委員会は第四中学校を第三中学校に統合しないといけないという考えを持っているからこうなるのだろうが。

もっと柔軟に、第二中学校と一緒にできればこう、というものを示してもらったほうが委員も決断しやすいのでは。一方で、第三中学校しか示さないなら選択肢は一つしかない。第二中学校も入れれば二択から選べる。統合せざるを得ないとは皆思っているが、その中でも自由度がないという印象もある。教育委員会は第三中学校と統合する考えしかないのか。

教育部長

教育委員会として統合計画案を出させていただいている。統合は非常に大きな問題だし、児童生徒にも大きな影響を与える。そういった意味でも教育委員会は一定の根拠、今回は特に第三中学校の場合は一定の規模、クラス替えも含めて求める姿に近いということもあって第三中学校としている。

こういう大きい問題を出す以上は、二択のような形ではなく委員会としての考えをしっかりと持った上で案を出す。その上で説明する中で了解をいただければよい。なかなか了解をいただけない場合であっても、統合はやむを得ない、ただ第二中学校だという意見が多数なら検討の余地がないわけではない。そういった意味でも7月12日、保護者だけの説明会をさせてもらえないかと要望もあったので。皆の前では発言しにくい方も含めてここでしっかり意見を聞かせていただければ。あくまでも委員会としての方針はしっかり出すべきだろうということで、一定規模ということも含めて出している。そこはご理解いただきたい。

牛尾委員

それはわかる。実際、今3年生しかいない保護者にとっては、統合のときは子どもは卒業しているから、本当に統合のときに自分の子どもたちがかわる保護者とはまた違う。そういう意味でいえば、僕がいろいろ聞くのに、第二中学校のほうが行きやすいという声がある。子どもの送迎も含めて親の都合上やりやすいということで。第三中学校の規模がち

ようど適正だとかではなく、そこへ通う子どもと保護者の考えは、第二中学校のほうがより通わせやすいという意図があるからそう言われるのだろう。

教育委員会の真ん中にある思想はわかるが、でもそれが子どもや保護者のニーズと合ってなければ意味がない。通う子どもを中心に考えていただきたい。保護者が望んでおられるならそちらを優先するほうが、優しいやり方ではないかと思う。

教育部長

そういったことも含めて。この保護者説明会は中学生の保護者だけでなく小学生と保育園の保護者にも声かけしているので、将来入る子どもの親も含めて設定させていただいている。

牛尾委員

ぜひ統合後のお子さんも含め柔軟な話をさせていただき、その上で納得してもらって、統合せざるを得ないならそうしなければならぬだろうから、ご配慮をお願いします。

西村委員長
学校教育課長

ほかに。

第四中学校とは違うのだが、私が高校の進学のことと発言した内容を少し訂正したい。先ほど、高校の説明のところ、学校間で学力差があるような発言があった部分について、訂正させていただきたい。大変申しわけない。

確かに学校によっては各学年、学級、グループによって毎年学力は違ってくる。高校の進学に当たっては、その年によって部活動や目指す学科が違うことによって進路先を選択している。学校間によって学力差があるという点は訂正する。

西村委員長

この件で何かあるか。

(「なし」という声あり)

6 その他

西村委員長

執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員から何かあるか。

西川委員

先日19日だったか、ハイブリッドウインドオーケストラに行かせていただいた。非常にすばらしく、大成功だったのではないかと思うが、少し心配なこともある。Biz. Coopはまだ共同組合に6名おられるということだが、全部で16人のオーケストラメンバーがおられて、6名以外に浜田市の会計年度任用職員が何人かおられると聞いたが、何人おられるのか。

定住関係人口推進課長

現在ハイブリッドウインドオーケストラは16名で活動しており、そのうち8名が江津市在住者である。残り8名が浜田市在住勤務で、6名がBiz. Coopはまだ。1名が浜田市の会計年度任用職員で、総合窓口課にお世話になっている。もう1名は私のところで事務局を持っている浜田国際交流協会の会計年度任用職員として任用させていただいている。

西川委員

今回1年目で活動を始めたところだが、若く才能のあるプロ音楽家の皆が来られたが、Biz. Coopはまだは国の補助事業で進められているが、地域おこし協力隊だと最低3年あるが、この事業は何年保証されているか。

定住関係人口推進課長	B i z . C o o p はまだの件ということで話をさせていただくと、制度自体は無期雇用の人材派遣会社となっているので、制度上は無期雇用である。
西川委員	無期雇用とのことだが、国の事業が何年続くかによって資金が出るかだと思う。国の事業は何年続くのか。
定住関係人口推進課長	現在総務省から聞いている限りでは、こちらは無期と伺っている。
西川委員	理解した。カリスマ指揮者の藤重さん、すばらしい方だと思うが、なかなか来れないとのことだが、確か地域おこし協力隊で来られていると思うが、調べると長崎県大村市の教育委員会でも仕事をされているようである。地域おこし協力隊に採用して、浜田での活動と外部での活動があるがそれは協力隊の任務として大丈夫か。
定住関係人口推進課長	ご指摘のとおり大村市でも音楽教育に携わるポジションを現在任されていると聞いている。住民票は浜田市に移していただいているので、居住地は浜田市、地域おこし協力隊の条件には合致している。 実際に活動内容としてどうなのかというところだが、今回私の情報収集が足りなかったのだが、大村市でそういう職を受けられるという事前相談がなかったため、新聞報道を見て知った。その時点でご相談し、半分は必ず市にいて市の活動をしてもらうようお願いしている。先生も今回浜田に来ていただくに当たり、前のところとのつき合いが多少残っていたのだと私は理解している。
西川委員	あれだけの先生なので仕方ないかもしれないが、地域おこし協力隊として国のお金をいただいているので、住民票が浜田にあるのでよいというのであれば、それで運用していただければよいが、その点は問題ないのか。
定住関係人口推進課長	制度上では問題ないと思っている。
西川委員	新聞報道から気になっていたが、先日一般質問でも二人の議員が質問を入れていた、駅前の岩多屋の件。市で取得して活用をという陳情があったとのことだが、聞くところによると土地の値段と建物の解体にかなりかかるということで、どういう方向で進められているのか。
副市長	商工会議所から要望もいただいたし、浜田市としても駅前広場を整備してその真正面なので、市がある程度、にぎわいづくりに必要な土地だろうと認識している。ただ浜田市があつた建物を取得して活用できるかというとなかなか難しいのではと。浜田市が土地を使うとなれば解体していただくのが通常のルールかと。駅北の J T のときも同じだったが、これは浜田市が取得して最終的には民間に活用いただいたが、基本的には市が公共事業として解体するとなるとかなり積算がかかるため、その辺のことは協議させてもらっている。相手の考えもあるのでその辺は詰めさせていただく。 もう一つは市が何らかのことをやるとすると財源はどうするかという問題が出てくる。補助事業が使えないかとか、どういうやり方をすればお金をあまりかけずに有効利用できるかも含めて、関係部署を集め私がトップで協議中である。まだ方針はお話できないが、岩多屋とも協議させていただいている。
西村委員長	ほかに。

(「なし」という声あり)

では執行部はここで退席されて構わない。

[14時 53分 休憩]

[15時 03分 再開]

西村委員長

委員会を再開する。これより執行部提出の議案1件について、採決を行う。

○「議案第52号 浜田市固定資産評価審査委員会条例及び浜田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で、原案のとおり、可決すべきものと決した。

以上で、総務文教委員会に付託された議案の審査は終了する。委員長報告については正副委員長一任ということによろしいか。

(「はい」という声あり)

それでは、7月4日の表決までに作成し、タブレットに入れておくのでご確認いただきたい。

7 請願等の意見陳述実施にかかる意見について（委員間で協議）

西村委員長

先般の議会運営委員会で依頼されているが、昨年3月と今回実施した「請願等の意見陳述」について、実施してみてもの改善点等について皆から意見をいただきたい。その意見を議会運営委員会に持ち寄って検討を加えるということなので、感じられたままの意見を出してほしい。

牛尾委員

暫定的な試行であるが、市民参加の糸口をつくったということでは有効であると思う。これも定着をしないとありようについては評価が出しにくい。いろいろな方が陳情され、その折に意見陳述する機会を積極的に仕掛けていけば違ってくるように思う。ぜひ続けるべき。

西川委員

市民の議会への参加という意味では有効な方法であるが、一方で感じたのはあくまでも書面で、陳情書でこの願意を示してほしいということが基本であるが、ある陳情者と話す機会があり、「議会運営委員会で配付になっている件について、もう少し話を聞いてほしい」と言われ、逆にこちらから「あくまでも書面で願意を示していただきたい」という話をしたが、「いや、そうではない、陳述で」ということを言われ、目的に請願書や陳情書だけでは表現しきれなかった願意を述べる機会と案ではあるが、書いてあるため、それを見られている。やはりあくまでも書面で願意を伝えていただきたいということをもう少しはっきりさせたいと感じている。機会としてはよいことではあるが、今日の件はかなり願意が伝わっているので、思いを述べられたいのだろうが、あってもなくても変わらなかったかと思う。十分に書いてあれば審議に足りるからという気もした。揺れている。

西村委員長

後半のほうについて確認をしておきたい。二人されたが、二人ともそういう感じを受けられたのか。

西川委員

そのとおり。今日は十分に読んでわかる陳情書だったので、聞かなくてもよかった。

三浦委員

今日の陳情に関しては、意見陳述はなくても十分理解することができた。したがって実際、質問もなかったのだと思う。よって、今日に限っては必須としなくても、よかったかと思う。基本的には書面で出してもらい、その中で願意を伝えてもらうということが基本にあると思う。ただ、牛尾委員も言われたように、我々に対して直接意見を言う場を何かしらつくっていくということは検討の余地があると思う。現状のこうした意見も踏まえ、引き続きどういう形で担保するかは検討してほしい。私も結論として、なくしたほうがよいか、このまま続けたほうがよいかは判断しかねるが、そういう感想をこの試行期間においては持ったところである。

西村委員

ほかにはないか。少し違ふとかということがあれば出してほしい。

芦谷副委員長

今までの意見と一緒にかもしれないが、結局、住民参加、公開という面からは今日の陳述はよいと思う。ただ、文面を見ればわかるというものもあるし、何よりも陳述者、陳情者をしてその人が持ついろいろな意見や地域の背景、行間に込められた思いなども我々としては拾い上げ、そのことをしっかり理解して、賛成するなら賛成し、執行部の背中を押すというようなつもりなので、ぜひとも積極的に対応したいと思う。

西村委員長

おおむね、効果としてあったかどうかは置くとして、住民参加という立場で見た場合は制度としては積極的に今後も取り入れていくという立場で皆発言されたと受けとめたが、そういう理解でよろしいか。

(「はい」という声あり)

では、そういうまとめで総務文教委員会としては議会運営委員会に返したいと思う。

8 行政視察について（委員間で協議）

西村委員長

一般、中国管内の行政視察は可とすると議長から通達があった。その前提に立って、どこの何を視察したいか具体的な希望があれば出していきたい。

三浦委員

県内で津和野町を提案したい。津和野町では今、ゼロ歳から18歳までの教育の魅力化ということで、かなり外部人材も入れながら戦略的に教育の魅力化に取り組んでおられる。

また、うしのしっぽという森の幼稚園も町内にあって、子どもたちの教育環境の選択肢の一つとして、そうした場も見ることができるのでよいのでは。

西村委員長

津和野町で、教育の魅力化というテーマの提案があった。ほかに。

西川委員

地域公共交通の観点だが、グリーンスローモビリティという電気自動車を使って移動手段としているところがある。松江市の団地内でそういうのを使った運送をやっているところがあるようだ。まだ詳しく調べてないが、グリーンスローモビリティを使った地域公共交通が興味深い。県内なら松江市。

西村委員長

松江市の何町かはお存じないか。

西川委員

法吉団地、運行主体は社会福祉法人のみずうみと、エコユニバーサ

ルな松江のまちづくりを考える会である。エリアは松江市法吉団地、比津が丘団地、うぐいす台団地、淞北台団地。

西村委員長
芦谷副委員長

ほかに。

準備していないが西川委員が言われた法吉団地のことと併せて、安来市と雲南市に最近はやりの新しい交通システムがあったと思う。できればもしそれがよいことになれば、安来市と雲南市も検討をお願いします。

西村委員長
芦谷副委員長
西川委員

それは電気自動車という意味合いではなく、公共交通として。

はい。

雲南市を調べたら木次地区でグリーンスローモビリティを今月7日から開始されたとあるので、このことだと思う。

西村委員長

今、3、4か所、市町村でいうと津和野、松江市、安来市、雲南市と出た。ほかにあるか。なければ別にこれで決めるわけでもないが。最終日まで。

では今出た市町村と、もしあれば最終日に受けて、担当も決めながら具体的な検討に入りたい。

ほかに、全体をとおして何かあれば。

(「なし」という声あり)

以上で総務文教委員会を終了する。

[15 時 21分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

総務文教委員長 西村 健 ㊟